**県南ネットワーク「あべじゃネット」規約**

（名称）

第1条　このネットワークは、県南ネットワーク「あべじゃネット」（以下、「ネットワークという。」）という。

（目的）

第2条　ネットワークは、障がい者の経済的自立を促進するため、事業の共同化を推進し、障がい福祉施設等の経営の安定を図ることを目的とする。

（事業）

第3条　ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員の共同事業に対するニーズ把握及び共同事業の実施にかかる会員間の調整
2. 情報の共有
3. セミナーの開催
4. その他、目的を達成するために必要な事業

（会員）

第4条　ネットワークの会員は、第2条の目的に賛同し、県南広域振興局管内に事業所を有する施設等とする。

　　ただし、それ以外の地域の施設等であっても、県南広域振興局管内に事業所を有する施設等と共同事業を行なう場合は、会員となることができるものとする。

（入会・退会）

第5条　ネットワークに入会しようとするとき又はネットワークを退会しようとするときは、事務局へその旨を申し出るものとする。

（役員）

第6条　ネットワークに、次の役員を置く。

代表　 1名

副代表 2 名

　　　　監事　 1名

幹事　若干名

（選任）

第7条　代表、副代表及び監事は、総会において、会員の中から選任する。

2　　幹事は代表が会員施設より選任する

（職務）

第8条　代表は、総会及び会議の議長となる。

　2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときは、その職務を代行する。

（任期）

第9条　役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（アドバイザー）

1. ネットワークにアドバイザーを置くことができる。

（オブザーバー）

第11条　ネットワークにオブザーバーとして県南広域振興局保健福祉環境部を置く。

（総会）

第12条　総会は、定時総会及び臨時総会とする。

　2　定時総会は、毎年1回開催し、臨時総会は役員が必要と認めたときに開催する。

　3 総会は、次の事項を審議決定する。

1. 事業計画及び予算に関する事項
2. 事業報告に関する事項
3. 規約の変更に関する事項
4. その他、役員が必要と認めた事項

（会費）

第13条　会費は年2,000円とする。

（事業年度）

第14条　ネットワークの事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

（事業予算）

第15条　ネットワークの事業予算については、総会で審議し決定する。

（事務局）

第16条　ネットワークの事務局を代表が所属する事業所に置く。

（細則）

第17条　この規約に定める事項のほか、ネットワークの運営に必要な事項は、必要に応じて代表が別に定める。

（付則）

　この規約は、平成19年8月1日から施行する。

　この規約は、平成20年6月4日から施行する。

　この規約は、平成22年4月１日から施行する。

　この規約は、平成24年4月１日から施行する。

　この規約は、平成25年8月27日から施行する。

この規約は、平成30年6月27日から施行する。